

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活困窮者の最低生活の保障とその自立の助長を図るため、国が定めた基準に基づき困窮の程度に応じ必要な扶助費を支給するものである。また、関係機関等との連携を図りながら他法他施策の活用や、傷病治癒、就職等の促進を図る。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 生活保護法による保護の決定及び実施 (2) 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給 (3) 保護に要する費用の返還又は徴収金に関する事務
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、生活保護サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表23の項、番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 (表における情報照会の根拠) 42及び43の項 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活援護課
②所属長の役職名	生活援護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 生活援護課 0466-50-3572
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会において、4情報が完全一致している場合のみ、マイナンバーを取得しているため。 申請書にマイナンバーが記入されていた場合は、即時鍵付きのキャビネットに格納し、紛失防止に努めており、加えて各申請書に付番し、抜けがなく附番通りに保管されているか、逐次確認しているため。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	申請書にマイナンバーが記入されていた場合は、即時鍵付きのキャビネットに格納し、紛失防止に努めており、加えて各申請書に付番し、抜けがなく附番通りに保管されているか、逐次確認しているため。また、廃棄時においても、廃棄するもののみをデータ突合により適切に抜き出し、書庫内にて保存期間経過後に溶解処理をしているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	矢後 裕	矢田 洋一	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 生活支援課 0466-25-1111(内)3264	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 生活支援課 0466-25-1111(内)3264	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	福祉部 生活支援課	福祉健康部 生活支援課	事後	
平成31年2月28日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2) 就労自立給付金の支給	(2) 就労自立給付金及び進学準備給付金の支給	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活支援課長 矢田 洋一	生活支援課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月28日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	0466-25-1111(内)3264	0466-50-3572	事後	
令和2年3月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、24、26、27、28、31、50、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月9日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康部 生活支援課	福祉部 生活支援課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 生活支援課 0466-50-3572	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 生活支援課 0466-50-3572	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和3年12月16日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、生活保護サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、生活保護サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和4年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 15の項	番号法第9条第1項及び別表第一 15の項、 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	事前	
令和4年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	事前	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和4年11月30日時点	事前	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和4年11月30日時点	事前	
令和4年12月16日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない 十分である	事前	
令和5年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	事後	
令和6年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2) 就労自立給付金及び進学準備給付金の支給	(2) 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月26日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項(別表第二における情報照会の根拠)26の項 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	番号法第19条第8号及び別表 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 15の項、 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	番号法第9条第1項及び別表23の項、 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
令和6年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、167、168、169、170、171、172の項 (表における情報照会の根拠) 42及び43の項 番号法 附則第6条第4項第2号 生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4、第80条の5	事後	法令の題名等の形式的な変更のため、重要な変更には該当しない
令和6年12月11日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日	令和6年11月20日	事前	
令和6年12月11日	II ときい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日	令和6年11月20日	事前	
令和7年2月28日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月20日	令和7年2月27日	事前	
令和7年2月28日	II ときい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月20日	令和7年2月27日	事前	